

事務事業名	生活困窮者自立相談支援事業		担当	健康福祉部 社会福祉課 生活支援係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	5	生活保護と自立支援
成果指標	名称		単位	5 年度実績	
	自立相談支援事業により就労・増収した割合		%	4.4	
	住居確保給付金により住居を確保できた割合		%	100	
	学習支援事業の利用割合		%	23.4	
事業概要	・生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立促進を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計改善支援事業、住居確保給付金の支給、学習支援事業を実施している。 ・自立相談支援事業は、生活上の困りごとについて専門の支援員が寄り添い型の相談支援を実施する事業であり、生活困窮者等からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、手帳の取得や生活福祉資金の貸し付けなどの必要なサービスにつなげている。また、家計改善支援事業は、金銭管理などの経済的な問題のある相談者に対し、家計再生プランを策定するなど、自ら家計管理ができるよう包括的に支援することで生活基盤の安定を図る。 ・学習支援事業は、生活保護世帯と準用保護世帯の中学生を対象に、真岡と二宮の会場で週1回学習塾の開催をしている。生活困窮状態にある世帯の児童等に対し、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることで、居場所づくりの他、高校進学を目的とする。 ・住居確保給付金は、離職などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方又は失ってしまった方を対象に、就職活動を実施することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給することにより居住を安定させる。 ・各事業は、原則として本人の申請により支援事業を実施し、生活困窮者の自立促進及び貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。				
5 年度 実績・成果・課題	・自立相談支援事業相談人数 182人 相談から就労に結びついた人数 8人 ・家計改善支援事業利用人数 4人 家計が改善した割合 100% ・住居確保給付金支給件数 10件 ・要保護・準用保護人数（中学生のみ）188人 学習支援事業利用人数 44人 新型コロナウイルス禍からの制限緩和に伴い、雇用情勢が改善しつつあり、住宅確保給付金の支給が減少したが、物価高騰などの影響で足元の経済状況は弱含んでおり、低所得世帯への今後の影響が懸念される。 相談内容により自立困難と思われる世帯については、生活保護や他の支援策と連携する必要がある。 学習支援については、定員55名に対し利用登録者が44名となっており、高校受験をした全員が合格となった。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 ・自立相談支援事業については、相談内容の振り分けを的確に行い、個別の状況にあった支援プランを作成することにより、新規就労・増収した人員の増加を目指す。 また家計改善支援事業の利用を促し経済的な自立を支援する。 ・住居確保給付金については、求職活動状況をよく確認し、必要とする世帯への支給を継続する。 ・上記の事業については、経済状況等が悪化し自立困難な状況となった場合は生活保護制度を利用できるように連携を行う。 ・学習支援事業については、出席率が低い参加者がいるため、通知・声掛けを行い教室への参加を促す。				